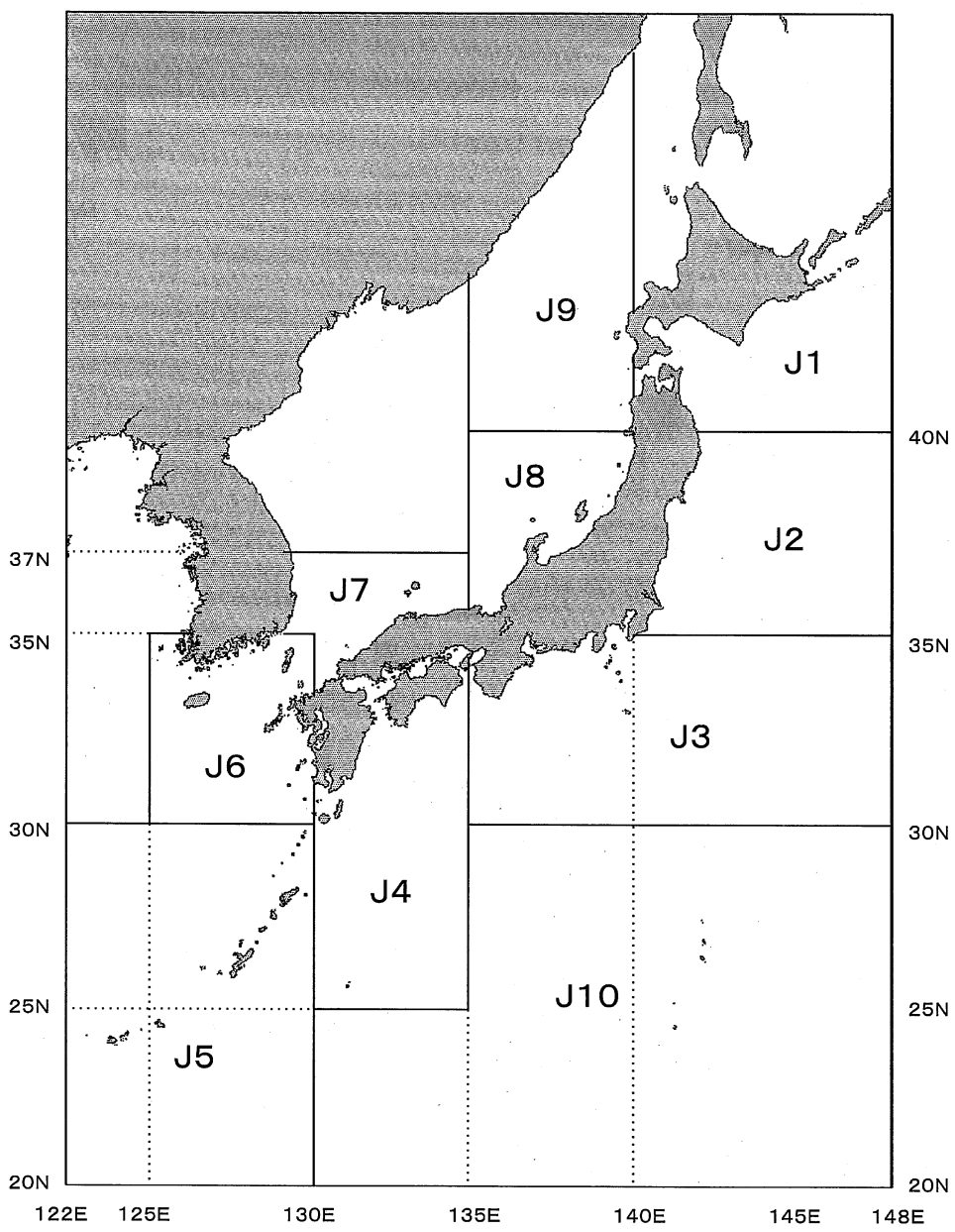
（別図）



公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３６５号

山梨県甲府市小瀬町641番地６
債務者　髙野　慶太
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　關野　文士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４００号

山梨県甲斐市篠原3038番地４
債務者　青柳　行夫
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島わかな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８７号

大津市苗鹿２丁目７番１号、前住所大津市和邇中267番地の５
債務者　ハウジングポート滋賀こと　上原　政夫
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北谷　共衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６５７号

大阪府和泉市箕形町６丁目８番３―106号、前住所大阪府泉大津市末広町２丁目３番10―405号
債務者　西村　健司
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡﨑　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６６７号

大阪府岸和田市上松町3006番地かんまつ728ハイツ208号
債務者　和食おか林こと　岡林　光二
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１０５０号

兵庫県三木市加佐58番地の１　三木市立三木市民病院内、住民票上の住所兵庫県三木市別所町高木949番地の264
債務者　二條レスキューこと　長堀　隆雄
成年後見人　向田　智明
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本郷　秀夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６９号

神戸市垂水区山手５丁目５番14号
債務者　岡﨑　一登
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部